

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第5区分
 【発行日】令和6年9月10日(2024.9.10)

【公開番号】特開2024-53007(P2024-53007A)
 【公開日】令和6年4月12日(2024.4.12)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-068
 【出願番号】特願2024-33524(P2024-33524)
 【国際特許分類】

B 6 0 N 2 / 9 0 (2 0 1 8 . 0 1)

B 6 0 N 2 / 7 2 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

B 6 0 N 2 / 9 0

B 6 0 N 2 / 7 2

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月2日(2024.9.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

背もたれ面を構成するシートバックの骨格をなすシートバックフレームと、前記シートバックフレームに対しシート幅方向に架設され、乗員の荷重を受ける受圧部材と、

それぞれ異なる材料からなる複数の領域を有し、前記シートバックを覆う表皮材と前記受圧部材との間に配置されるシートバックパッドと、を備え、

前記シートバックパッドは、溝部により区切られた、乗員の上体上部を支持する上部クッション領域と、乗員の上体右側部を支持する右側部クッション領域と、乗員の上体左側部を支持する左側部クッション領域と、を備え、

異なる材料からなる前記複数の領域の境界部の前方端部と後方端部とは、シート上下方向において同じ位置にあり、

前記境界部は、前記シート幅方向に沿って設けられ、乗員の腰椎を支持する腰椎支持領域よりも前記シート上下方向において上に位置し、

前記境界部の前方には第二溝部が設けられていることを特徴とする車両用シート。

【請求項2】

前記シートバックフレームは、上側に逆U字形状に形成された上部フレームと、左右側方に前記上部フレームと連結して配設された左右のサイドフレームと、前記サイドフレームの内側面の下端部に架設された下部フレームと、を備え、

前記境界部は、前記シート幅方向において前記サイドフレームの間に位置することを特徴とする請求項1に記載の車両用シート。

【請求項3】

前記境界部と、前記溝部のうち前記シート幅方向に沿って設けられた部分は、前記シート上下方向において並んで配置されることを特徴とする請求項1又は2に記載の車両用シート。

【請求項4】

前記シートバックパッドは、逆U字状に少なくとも三方を前記溝部で囲まれた下部クッション領域を有し、

20

30

40

50

前記境界部は、前記下部クッション領域内に設けられていることを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれか一項に記載の車両用シート。

【請求項 5】

前記シートバックパッドの下端部の側部には、前記境界部よりも下方位置において前記シートバックパッドの幅が小さくなる凹み部が形成されていることを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれか一項に記載の車両用シート。

【請求項 6】

乗員を下方から支持する着座部であるシートクッションの骨格をなすシートクッションフレームと、

前記シートクッションフレームと前記シートバックフレームとの間に設けられ、前記シートバックを回動可能に連結するリクライニング機構と、を備え、

前記シートクッションフレームにはシートクッションパッドが載置され、前記シートクッションパッドはクッション表皮材で被覆され、

前記シートバックの上面側にはヘッドレストが配置され、

前記ヘッドレストのピラーにはヘッドレストパッドが載置され、前記ヘッドレストパッドはヘッドレスト表皮材で被覆され、

前記凹み部は、前記リクライニング機構を避けて設けられていることを特徴とする請求項 5 に記載の車両用シート。

【請求項 7】

前記境界部の前記シート上下方向における幅は、前記第二溝部の前記シート上下方向における幅よりも大きく、前記境界部が前記シート上下方向において前記第二溝部を跨いで設けられていることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれか一項に記載の車両用シート。

【請求項 8】

前記シートバックパッドにおいて、前記境界部よりも下方となる領域の硬度が、前記境界部よりも上方となる領域の硬度よりも高いことを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれか一項に記載の車両用シート。

【請求項 9】

前記境界部に形成された前記第二溝部に前記表皮材の吊り込み部が取り付けられることを特徴とする請求項 1 乃至 8 のいずれか一項に記載の車両用シート。

【請求項 10】

前記境界部は、異なる材料からなる前記複数の領域のそれぞれの材料が相溶した相溶部であることを特徴とする請求項 1 乃至 9 のいずれか一項に記載の車両用シート。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

前記課題は、本発明の車両用シートによれば、背もたれ面を構成するシートバックの骨格をなすシートバックフレームと、前記シートバックフレームに対しシート幅方向に架設され、乗員の荷重を受ける受圧部材と、それぞれ異なる材料からなる複数の領域を有し、前記シートバックを覆う表皮材と前記受圧部材との間に配置されるシートバックパッドと、を備え、前記シートバックパッドは、溝部により区切られた、乗員の上体上部を支持する上部クッション領域と、乗員の上体右側部を支持する右側部クッション領域と、乗員の上体左側部を支持する左側部クッション領域と、を備え、異なる材料からなる前記複数の領域の境界部の前方端部と後方端部とは、シート上下方向において同じ位置にあり、前記境界部は、前記シート幅方向に沿って設けられ、乗員の腰椎を支持する腰椎支持領域よりも前記シート上下方向において上に位置し、前記境界部の前方には第二溝部が設けられていることにより解決される。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】0007
【補正方法】変更
【補正の内容】
【0007】

上記の車両用シートによれば、シートパッドにおける異材料からなる領域の境界部の前方に溝（第二溝部）が設けられているので、乗員と境界部とが当接しないようになり、境界部における乗員の違和感を軽減することができる。これにより、部分的に硬度を変えたシートにおける乗員の着座感を向上させることができる。

【手続補正4】
【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】0008
【補正方法】変更
【補正の内容】
【0008】

また、上記の車両用シートにおいて、前記シートバックフレームは、上側に逆U字形状に形成された上部フレームと、左右側方に前記上部フレームと連結して配設された左右のサイドフレームと、前記サイドフレームの内側面の下端部に架設された下部フレームと、を備え、前記境界部は、前記シート幅方向において前記サイドフレームの間に位置することとしてよい。

【手続補正5】
【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】0009
【補正方法】変更
【補正の内容】
【0009】

また、上記の車両用シートにおいて、前記境界部と、前記溝部のうち前記シート幅方向に沿って設けられた部分は、前記シート上下方向において並んで配置されることとしてよい。

【手続補正6】
【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】0010
【補正方法】変更
【補正の内容】
【0010】

また、上記の車両用シートにおいて、前記シートバックパッドは、逆U字状に少なくとも三方を前記溝部で囲まれた下部クッション領域を有し、前記境界部は、前記下部クッション領域内に設けられていることとしてよい。

【手続補正7】
【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】0011
【補正方法】変更
【補正の内容】
【0011】

また、上記の車両用シートにおいて、前記シートバックパッドの下端部の側部には、前記境界部よりも下方位置において前記シートバックパッドの幅が小さくなる凹み部が形成されていることとしてよい。

【手続補正8】
【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、上記の車両用シートにおいて、乗員を下方から支持する着座部であるシートクッションの骨格をなすシートクッションフレームと、前記シートクッションフレームと前記シートバックフレームとの間に設けられ、前記シートバックを回動可能に連結するリクライニング機構と、を備え、前記シートクッションフレームにはシートクッションパッドが載置され、前記シートクッションパッドはクッション表皮材で被覆され、前記シートバックの上面側にはヘッドレストが配置され、前記ヘッドレストのピラーにはヘッドレストパッドが載置され、前記ヘッドレストパッドはヘッドレスト表皮材で被覆され、前記凹み部は、前記リクライニング機構を避けて設けられていることとしてよい。

10

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、上記の車両用シートにおいて、前記境界部の前記シート上下方向における幅は、前記第二溝部の前記シート上下方向における幅よりも大きく、前記境界部が前記シート上下方向において前記第二溝部を跨いで設けられていることとしてよい。

20

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、上記の車両用シートにおいて、前記シートバックパッドにおいて、前記境界部よりも下方となる領域の硬度が、前記境界部よりも上方となる領域の硬度よりも高いこととしてよい。

こうすることで、乗員の上体の下部を安定して保持することができるため、乗員の姿勢維持が容易となる。また、乗員の上体の上部を柔らかく保持するようにしたことで、乗り心地が良好となる。

30

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、上記の車両用シートにおいて、前記境界部に形成された前記第二溝部に前記表皮材の吊り込み部が取り付けられることとしてよい。

こうすることで、境界部の位置に表皮材を吊り込むことができる。これにより、境界部において表皮材のたるみが防止されるため、境界部における違和感を軽減できる。

40

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また、上記の車両用シートにおいて、前記境界部は、異なる材料からなる前記複数の領域のそれぞれの材料が相溶した相溶部であることとしてよい。

50

こうすることで、境界部において荷重が入力される面を広くすることができる。これにより、境界部における乗員の違和感を軽減できる。

10

20

30

40

50